

お知らせ

市役所休日窓口を開設

年度の変わり目は市役所の窓口が大変混雑します。この状況を緩和するため、次の日程で休日窓口を開設します。

開庁日時 3月29日(日)午前8時30分〜午後5時15分

受付内容 住民異動届(転入・転出・転居など)・住民票・戸籍・印鑑登録証明書の交付、国民健康保険の加入喪失手続き、国民年金の手続き、マイナンバーカードの交付、所得証明書・課税証明書の交付、水道の給水開始・停止の受け付け

※マイナンバーカードの交付には事前予約が必要です。希望する場合は3月25日(水)までに市民課へ電話で予約をお願いします。

※マイナンバーカードや住民基本台帳カードを使用した転入、広域交付住民票の交付はできません。

※国の機関や他市町村に確認が必要な業務については対応できない場合があります。

市民課 ☎(21)0252 / 税務課 ☎(21)0215 / 上下水道課 ☎(21)0242

引っ越しをしたら

住所の異動手続きを

入学・就職・転勤などで住所を異動する人は、市区町村の窓口で届け出を行ってください。住民票の住所の異動届(転出届・転入届・転居届など)は、国民健康保険および国民年金受給資格の確認や、選挙人名簿への登録などにつながる大切な手続きです。また、身分証明書となるマイナンバーカードの住所などは正しい状態にしておきましょう。

転出前の市区町村で 転出届を提出し、転出証明書を受け取る
転入先の市区町村で 転入した日から14日以内に転入届を提出(転出証明書を添えて)
※マイナンバーカードでの転出・転入もできます。
同一の市区町村内で転居する場合は14日以内に転居届を提出

市民課 ☎(21)0252 / 有漢地域局 ☎(57)3200 / 成羽地域局 ☎(42)3211 / 川上地域局 ☎(48)2200 / 備中地域局 ☎(45)2211

お知らせ

所得税などの申告期限・納付期限が4月16日まで延長

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、所得税、贈与税および個人事業者の消費税などの申告期限・納付期限が4月16日(木)まで延長されます。

また、税務署での申告相談も同じく4月16日まで延長して行います。

高梁税務署 ☎(22)2546

申告相談期間を延長

所得税、贈与税および個人事業者の消費税などの申告期限・納付期限が延長されたことに伴い、申告会場の混雑緩和のため、市内での申告相談を次の期間まで延長して開催します。

期間 3月17日(火)〜4月16日(木)

(土・日曜日、祝日を除く)

場所 市役所1階市民ホール

受付時間 午前9時〜午後3時

※状況により変更する場合がありますので、詳しくはお問い合わせください。

税務課 ☎(21)0214

地域市民センターなどの開館時間の変更

4月1日(水)から、各地域市民センター、成羽地域局各連絡所および高梁市コミュニティプラザの開館時間を次のとおり変更します。

4月1日以降の開館時間 午前8時30分〜午後5時

対象施設

①津川、川面、巨瀬、中井、玉川、宇治、松原、高倉、落合地域の地域市民センター

②中、吹屋、坂本地区の成羽地域局連絡所

③高梁市コミュニティプラザ

市民課 ☎(21)0254 / 成羽地域局 ☎(42)3211 / 川上地域局 ☎(48)2200

人口動態調査を実施

出生、死亡、死産があった場合や、婚姻、離婚をした人はそれぞれの届け出を市区町村の窓口へ提出する必要があります。

令和2年度は5年ごとの国勢調査が行われる年度となっております。人口動態調査(職業・産業)の実施に伴い各届出書に職業の記入(死亡届

には産業の記入も)をお願いします。

なお、人口動態調査で使用する情報は、統計法により厳しく守られています。

対象となる届け出 令和2年4月1日から令和3年3月31日までの出生・死亡・死産・婚姻・離婚

調査方法 各届書を提出するときに、職業(種類)を記入してください。死亡届の場合には、「農業」「建設業」「製造業」「不動産業」といった産業名も併せて記入してください。

市民課 ☎(21)0252

高梁市長選挙・市議会議員選挙投票日決定

10月23日(金)に任期満了となる高梁市長、高梁市議会議員の選挙期日が次のように決定しました。

告示日 9月20日(日)

投票日 9月27日(日)

投票日当日の投票時間 午前7時〜午後6時

選挙管理委員会事務局 ☎(21)0255



産前産後期間は国民年金保険料が免除されます

産前産後期間の国民年金保険料を免除する制度があります。

免除期間 出産予定日または出産日が属する月の前月から4カ月間(多胎妊娠の場合は出産予定日または出産日が属する月の3カ月前から6カ月間)

※妊娠85日(4カ月)以上の出産が対象(死産、流産、早産を含む)

対象 国民年金第1号被保険者

申請方法 出産予定日の6カ月前から申請ができます。市民課、または各地域局へ申請書を提出してください。申請書は年金事務所、市民課、各地域局に備えているほか、日本年金機構ホームページからダウンロードできます。

日本年金機構高梁年金事務所 ☎(21)0570 / 市民課 ☎(21)0252



なお、令和2年度の防災ラジオ貸与申請については、広報たかはし4月号などでお知らせします。
自主防災組織の設立支援等モデル地区募集
コミュニティ単位で自主防災組織の設立を検討している地区や、自主防災組織などの立ち上げ後で活動に支援が必要な地区をモデル地区として選定し、自主防災組織の設立・活動を支援します。
応募資格 原則として地区コミュニティ単位以上で、自主防災組織の立ち上げを検討している地区、または自主防災組織を設立している団体
応募方法 応募書類に必要事項を記入し、4月15日(水)までに防災復興推進課へ提出してください。応募書類は防災復興推進課に備えているほか、市ホームページからダウンロードできます。
モデル地区の選定 応募書類をもとにモデル地区を選定し、5月ごろに結果を通知します。
防災復興推進課 ☎(21)0246

